

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	内藤 正光（民主）	岡田 直樹（自民）	津田 弥太郎（民主）
理事	景山 俊太郎（自民）	北川 イッセイ（自民）	白 眞勲（民主）
理事	小林 温（自民）	末松 信介（自民）	林 久美子（民主）
理事	小川 敏夫（民主）	関口 昌一（自民）	木庭 健太郎（公明）
理事	広野 ただし（民主）	田中 直紀（自民）	渡辺 孝男（公明）
	愛知 治郎（自民）	山谷 えり子（自民）	緒方 靖夫（共産）
	小野 清子（自民）	田村 秀昭（民主）	(17. 1. 21 現在)

（１）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

平成16年11月に平壤で開催された第3回日朝実務者協議において、北朝鮮側から提出された日本人拉致被害者の情報及び物証について、12月、日本政府は、横田めぐみさんの「遺骨」とされる骨が別人のものと判明したとするなど信頼性を欠くとの精査結果を発表した。このような背景の下、第161回国会閉会後の**平成16年12月14日**、北朝鮮による拉致問題等について村田国家公安委員会委員長及び細田内閣官房長官から説明を聴いた後、第3回日朝実務者協議、北朝鮮に対する経済制裁、北朝鮮に対する人道支援、北朝鮮情勢、北朝鮮の核開発問題等について質疑を行った。また、北朝鮮に対する効果的制裁措置の積極的発動の検討を政府に求めること等を内容とする**北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議**を全会一致で行った。

平成16年12月16日及び17日の2日間、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため新潟県へ委員派遣を行い、横田めぐみさんの拉致現場を実地調査するとともに、新潟県、柏崎市、佐渡市、救う会新潟、救う会全国協議会、特定失踪者問題調査会、新潟救う会及び新潟県警本部等の関係者から、拉致事案、帰国された拉致被害者とその家族に対する支援の在り方、特定失踪者問題等について意見を聴取し質疑を行った。これについて、**平成17年1月21日**、派遣委員から報告を聴取した。

第3回日朝実務者協議以降、日本人拉致問題を始めとする日朝間の協議は具体的な進展が見られていない。このような状況の下、**6月10日**、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について、参考人として、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表横田滋君、横田早紀江君、特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学教授荒木和博君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君及び拓殖大学海外事情研究所長森本敏君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年12月14日（火）（第161回国会閉会後第1回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・北朝鮮による拉致問題等に関する件について村田国家公安委員会委員長及び細田内閣官房長官から説明を聴いた後、第3回日朝実務者協議に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、北朝鮮に対する人道支援に関する件、北朝鮮情勢に関する件、北朝鮮の核開発問題に関する件等について町村外務大臣、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、白眞勲君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）、山谷えり子君（自民）

- ・北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議を行った。
-

○平成17年1月21日（金）（第1回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年6月10日（金）（第2回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する件について参考人北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表横田滋君、横田早紀江君、特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学教授荒木和博君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君及び拓殖大学海外事情研究所長森本敏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人（横田滋君、横田早紀江君、荒木和博君）に対する質疑

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、広野ただし君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

- ・参考人（伊豆見元君、森本敏君）に対する質疑

〔質疑者〕小林温君（自民）、白眞勲君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

(3) 委員会決議

—— 北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議 ——

本年11月に開催された第3回日朝実務者協議において、横田めぐみさん、松木薫さんのものとして北朝鮮側から提出された遺骨が、今般、我が国捜査機関の鑑定により別人のものであることが明らかとなった。

この北朝鮮の不誠実な対応は、我が国の尊厳を著しく損なうとともに、拉致被害者の心情を弄ぶものであり、強い憤りを禁じ得ない。

平成14年9月の小泉総理訪朝に際し、我が国の主権及び我が国民の基本的自由と人権に対する重大かつ明白な侵害である日本人の拉致という忌まわしい国家的犯罪行為の実行を北朝鮮が認めてから既に2年の歳月が経過した。この間、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したが、先の実務者協議における安否不明者に関する北朝鮮側の説明は、我が国民の疑問に応えるものとはなっていないことが今回の鑑定結果により明らかとなり、このような著しく誠実を欠いた北朝鮮の姿勢は、強く糾弾されなければならない。

政府は、この際、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場を堅持し、北朝鮮との間で粘り強く協議を進めるとともに、次の諸点に留意し、拉致問題の抜本的解決の促進に遺漏なきを期すべきである。

- 一 改正外為法や特定船舶入港禁止法等現行の国内法制上とり得る効果的制裁措置の積極的発動を検討すること
 - 二 いわゆる対北朝鮮人道支援については、北朝鮮側からの誠意ある回答が得られ、その信憑性が確認されるまでの間凍結すること
 - 三 今回の実務者協議の後、我が国に持ち帰った資料については、真相究明に寄与するよう、可及的速やかな科学的鑑定・分析を進め、その結果を当委員会に報告すること
 - 四 朝銀系信組に対する監督を一層厳格に執行すること
 - 五 拉致問題に関与した責任者・実行者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する補償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること
 - 六 政府認定に係る拉致被害者以外で拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害の認定を進めること
 - 七 本年4月に国連人権委員会が採択した決議において、北朝鮮に対し拉致問題を明確に透明性をもって緊急に解決することを求めていることを踏まえ、かかる国際社会の支持と協力をより強固なものとするため、6カ国協議を始めとするあらゆる機会を捉え、外交的努力を引き続き強化すること
 - 八 帰国された拉致被害者及び家族に対する支援について、国、地方公共団体、民間団体の連携に留意し、十全の対応を図ること
- 右決議する。